

令和6年7月25日からの大雨により住宅が被災された方へ

# 住宅復旧に向けた緊急支援事業を実施します

## 1.災害救助法における応急修理制度

罹災証明を受けた方で住宅の応急的修理を行う場合に、町が修繕工事を行います。

対象者：大規模半壊・中規模半壊・半壊 最大 717,000 円 準半壊 最大 348,000 円

## 2.山形県災害住宅復旧緊急支援事業補助金(仮称)

罹災証明を受けた方で住宅の修繕工事を行う場合に、補助金を交付します。

対象者：半壊・準半壊・一部損壊 最大 450,000 円

## 3.山形県生活家電製品購入支援事業補助金(仮称)

罹災証明を受けた方で被害にあった対象家電の買い替えを行う場合に、補助金を交付します。

※家電購入先は、県内に本店を有する法人か県内に住所を有する個人事業者に限ります。ただし、7/25(木)～8/31(土)までの期間においては上記該当外の店舗であっても補助対象とします。

対 象 者：大規模半壊・中規模半壊・半壊

対象家電：洗濯機・冷蔵庫・テレビ 各最大 60,000 円 エアコン 最大 100,000 円

## 4.住環境快適サポート補助金

住宅のリフォーム、新築に補助金を交付します。災害復旧制度に該当しない箇所の修繕工事も対象とします。

※災害に関係なく常時受付中で、年度内1度限りの申請となります。

## 5.災害復興住宅融資に関する相談窓口

県と協定締結を行っている独立行政法人住宅金融支援機構で相談窓口を設けています。

○融資を受け現在返済中の方で、今回の災害が原因で返済に不安のある方

⇒返済中の取扱金融機関の窓口にご相談ください。

○住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資を受けたい方

⇒住宅金融支援機構お客様コールセンター 0120-086-353(通話無料)

※ご注意

- ・1～3の補助制度は罹災証明書の交付を受けた方が対象になります。
- ・同一被災箇所への補助制度の併用はできません。
- ・補助制度を利用して修繕等を行う場合は、事前に下記担当へ連絡をお願いします。

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 住宅復旧事業関係:建設課住宅水道係 | 62-2053 |
| 生活家電購入関係:町民課生活環境係 | 62-2054 |
| 罹災証明書関係:町民課税務係    | 62-2054 |